

## 法定労働時間は週 40 時間

**Q** 週休二日制の会社が多いと聞いていますが、私の会社は日曜と祝祭日しか休みにはなりません。違法ではありませんか。

**A** 労働基準法は、休憩時間を除き労働時間は1週間に40時間、1日に8時間を超えて労働させてはならないと定めています（法32条）。これを法定労働時間（注）といい、各企業が就業規則等において定める勤務時間（所定労働時間）は、原則としてこの時間の範囲内としなければなりません。



ということは、1日の所定労働時間が8時間である場合には、週の労働日は5日が限度（8時間×5日＝40時間）となりますから、週休二日制にしないと法定労働時間を超えてしまいます。

しかし、1日の所定労働時間が6時間であれば、6日間でも36時間にしかなりませんから、法定労働時間以内となります。このように、法律では1日と週の労働時間を定めていますが、休日については「毎週少なくとも1回の休日」を与えればよいことになっています（同法35条）。

このほか、例外として一定の期間を平均すれば1週間あたりの労働時間が40時間以下となるように勤務時間を設定する「変形労働時間制」等を採用した場合にも、必ずしも毎週が週休二日とされない場合がありますので、まずは1日と週の労働時間を確かめてください。

なお、就業規則や労働契約に定められた労働時間であっても、これが法定労働時間を超える場合にはその規定は無効となり、超過労働分については割増賃金を請求することができます。

注 規模10人未満の①商店、理容等、②興行、映画館、③病院等保健衛生業、④旅館・飲食店等接客娯楽業については、週の法定労働時間が46時間（13年4月からは44時間）となる特例があります（法40条）。